

◆◆◆高松家庭裁判所委員会（第5回）議事概要◆◆◆

1 日 時

平成17年12月6日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

石 垣 博 子（香川県農政水産部農政課組合検査主幹）

中 川 弘 之（西日本放送報道制作局長）

中 野 等（四国新聞編集局次長兼論説委員）

平 尾 満知子（香川県ボランティア協会事務局長）

藤 目 真 皓（香川県民生委員児童委員協議会連合会会長）

船 本 敏 幸（香川県知的障害者相談所子ども女性相談センター次長）

平 井 範 明（香川県弁護士会所属弁護士）

野 島 光 博（高松地方検察庁次席検事）

佐 藤 武 彦（高松家庭裁判所長）

小 池 晴 彦（高松家庭裁判所判事）

(2) 事務担当者

新 井 正 輝 事務局長

河 田 學 首席書記官

義 満 靖 男 首席家庭裁判所調査官

小鹿野 智 次席家庭裁判所調査官

植 田 恭 弘 総務課長

堀 邊 和 則 総務課課長補佐

4 議 事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

欠席の松本タミ委員（香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授）については、植田総務課長が紹介した。

(3) 委員長の選任

- 委員会委員の構成人数が11名となり，そのうち6名が新任であるため，新しく委員長を選出することとする。
- 家庭裁判所長である佐藤委員が委員長でよい。
- 多数の委員
異議なし。
- 佐藤委員が委員長という意見が多いので，佐藤委員に委員長をお願いする。
- 各委員
[異議なし]

(4) 委員長代理の指名

小池委員が委員長から委員長代理に指名された。

(5) 議事運営事項について

■ 第1回高松家庭裁判所委員会において定められた当委員会の運営事項

【部会の設置】

部会は設置しない。

【委員会の公開】

できる限り各委員が自由に発言できるような形で運営したいので，一般公開はしないが，報道機関には冒頭部分を公開して，報道機関から希望があれば，委員会終了後に委員長が説明する。

また，議事概要の原案を委員に配布し，各委員の了解を得た上で，ホームページに載せる扱いとする。

【開催回数】

委員会の開催を基本的には年間２回とし、加えて勉強会を１回開催する。
以上の方針を引き継ぐということによろしいか。

○ 各委員

[異議なし]

(6) 概況説明

ア 第１回から第４回までの高松家庭裁判所委員会において提案された意見の検討結果及びその実行状況について、植田総務課長が次のとおり説明した。

【説明の概要】

これまで家庭裁判所委員会から御提案のあった意見及びその検討結果、実施結果についてご報告いたします。

まず、平成１５年１１月１８日（火）に開催された第１回家庭裁判所委員会では、新庁舎記念行事の内容について御意見をいただきました。新しい庁舎を利用者である国民に親しんでいただくために①模擬少年審判②模擬家事調停③無料法律相談④無料調停相談を実施してはどうかとう御意見をいただき、香川県弁護士会及び香川県調停協会連合会の御協力を得て、平成１６年３月２１日（日）に庁舎の一般公開をし、多数の皆様に来庁いただきました。

平成１６年１１月１１日に開催しました第３回家庭裁判所委員会及び平成１７年４月２１日に開催しました第４回家庭裁判所委員会では、広報関係について意見交換をいただきましたが、その際、リーフレット・パンフレットの配布先について、その広報効果等も検証し、再検討してはどうかとの意見をいただきました。そこで、平成１７年度の最高裁より配布のあったリーフレット「成年後見制度を利用される方のために」の配布にあたっては、相談業務を行っており、リーフレットを利用していただける組織５団体を新たに選定し、７月１２日に送付しました。次年度以降もヒアリングを行い、要望の度合い、必要部数などの情報をとりながら配布先、配布部数について弾力的に対応していきたいと考えています。また、学生に対するＰＲということ

もテーマとしてあがっていましたが、これに関して9月10日（土）、11日（日）の両日、高松高校の文化祭において佐藤所長が講演を行ったり、香川大学に裁判官を派遣し、講演を行いました。また、音声案内やファクシミリで家庭裁判所の手続を案内する家事事件手続案内テレホンサービスについての広報について、次回（平成18年2月発行、3月頃ご家庭に届く予定）のタウン&ハローページに電話番号を掲載することとなりました。

第4回家裁委員会では、ホームページの充実についても意見をいただいたところですが、最高裁のホームページとは違った地元に密着したローカル色のあるホームページ作りに努めたいと考えております。その際、広報用ビデオの貸出についても掲載をしたいと考えているところです。

イ 家庭裁判所の沿革，組織等について，新井事務局長が説明した（省略）。

ウ 家庭裁判所のスタッフについて，河田首席書記官が説明した（省略）。

(7) 本日のテーマ「児童虐待に対する家庭裁判所の取組みについて」に関する
協 議

ア 児童虐待に対する家庭裁判所の取組みについて，小鹿野次席家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

(ア) はじめに

「児童虐待」は，ここ数年来大きな社会問題となっており，平成16年度の全国の児童相談所が対応した相談件数は3万件を突破し，平成10年度の約7，000件と比較しますと4倍強となり，年々増加の一途をたどっております。新聞紙上でも，平成14年に高松市で養父が母親の3歳の連れ子に日常的に暴行を加え死亡させた事件や昨年大阪で中学3年生の長男を自宅6畳間に閉じこめ，食事を約3ヶ月間ほとんど与えず衰弱死させようとして，実父と養母が殺人未遂事件で逮捕された事件等が報道されました。

こうした社会状況を受け、平成12年11月には新たに「児童虐待の防止に関する法律」が施行され、昨年10月にその一部改正がなされました。こうした新たな法の制定や社会的状況に応じた法の改正によって、以下の点が整備されました。

- ① 児童虐待の定義が拡大された。
- ② 国及び地方公共団体が積極的にその責務を果たすことが明確化された。
- ③ 児童虐待に係る通告が広く様々な関係者から出来るように拡大された。
- ④ 警察署長に対する援助要請がより明確化された。
- ⑤ 虐待をした保護者と児童との面会・通信を制限できる規定が整備された。
- ⑥ 家庭裁判所の要保護児童に係る措置に関して関与の拡大が図られた。

(イ) 「児童虐待」の定義について

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応、児童が同居する家庭における配偶者（事実婚を含む）に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）

(ウ) 「児童虐待」への対応

「児童虐待」は、社会的に未熟で、保護者に依存しないと生きていけない弱者である「児童」に対して、依存対象であり、児童に対して絶対的な権力を有する「保護者」が加える行為だということに問題の大きさがあります。そして、虐待は、通常家庭という密室において行われるだけに、

その対応には非常な困難さが伴います。そのために、学校、児童福祉施設、病院その他児童虐待を発見しやすい立場の団体や個人は、早期発見に努め、発見したら速やかに福祉事務所若しくは児童相談所に通告する義務があります。本県の場合、香川県子ども女性相談センター及び西部子どもセンターが対応の中心となっております。

(エ) 「児童虐待」への家庭裁判所の関与

家庭裁判所では「家事事件」と「少年事件」を扱っておりますが、少年事件では、幼少時から親等から虐待を受けてきたという少年を発見する場合があります。ただ、虐待を直接扱うというより、あくまで少年の非行の原因を取り除き、少年の処遇を決める手続きですので、児童相談所に通告するか、虐待をしている親等に対して助言、指導をして注意を促すことになります。

一方、家事事件では、夫婦の離婚、子の奪い合い、子の親権者に関する事例等で、児童虐待を発見する場合があります。この場合も、少年事件同様、指導や助言をしたり、児童相談所に通告する場合があります。

また、家事の受付相談を行っておりますが、その中で虐待の相談がなされることがあります。この場合には、児童相談所へ行くように促すことになります。

次に、家庭裁判所が直接虐待に関与する場合としては、虐待を受けた児童について、親族等から父又は母に対する「親権喪失の宣告」を求めてくる審判事件と、もう一つは、都道府県から児童福祉法28条の申立てがなされる事件があります。

親権喪失宣告事件は、父又は母が親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、子の親族、検察官、児童相談所長からの申立てを受け、家庭裁判所が親権の喪失を宣告する手続です。つまりは親の権利を奪うわけです。

また、児童福祉法28条事件とは、保護者が児童を虐待し、著しくその

監護を怠り、その保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において、保護者から引き離し児童を里親委託や児童福祉施設へ収容させる許可（承認）を家庭裁判所に求めるというものです。

(オ) 児童福祉法 28 条事件の動向

① 全国の動向については、配布した「児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情」のとおりです。年々増加している傾向がお分かりになると思います。

② 高松家庭裁判所の場合は、以下のとおりです。

a 親権喪失宣告事件（平成 14 年以降）

平成 14 年 本庁 0 件 丸亀 2 件

平成 15 年 本庁 0 件 丸亀 2 件

平成 16 年 本庁 1 件 丸亀 1 件

平成 17 年 本庁 1 件 丸亀 0 件（11 月現在、概数）

b 児童福祉法 28 条事件（かつこ内は児童相談所からの事前相談件数） ※ 全 国

平成 14 年 本庁 0 件(3 件) 丸亀 0 件(1 件) 129 件

平成 15 年 本庁 5 件(7 件) 丸亀 0 件(1 件) 152 件

平成 16 年 本庁 2 件(7 件) 丸亀 0 件, 観音寺 1 件(2 件) 234 件

平成 17 年 本庁 2 件(8 件) 丸亀 0 件(1 件)（11 月現在、概数）

(カ) 家庭裁判所の取組の実情と方針

① 審理の迅速化

児童福祉法 28 条事件については、まず審問を開き、申立人である児童相談所の担当者と入所措置に反対している保護者から直接事情を聞きます。それだけで不十分な場合は、児童の心身の状況の調査、病院、児童福祉施設の関係者や他の親族等から事情聴取の必要があれば調査官に

による調査を行います。そうした審理期間は、1か月程度を目処とし、迅速化を心掛けております。

処理の迅速化のためには、申立人である児童相談所との連携が重要であり、事前相談や提出資料の整備をお願いしている次第です。

② 関係機関との連携、情報の共有化

毎年、児童相談所、県や市の担当者、児童福祉施設関係者との協議会を家庭裁判所が主催しております。今年度も12月22日に開催予定です。その他、県の虐待防止連絡会（ネットワーク会議）等にも参加しております。

③ 親子の再統合や親への指導措置を睨んでの司法関与の在り方

従来、家庭裁判所の関与は、児童の施設収容への承認を与えるだけの関与でしたが、児童福祉法の改正等により、「措置の期間は2年を越えてはならない。」とされ、措置期間を更新するには家庭裁判所の承認が必要となってきました。児童の環境の調整を行うために、家庭裁判所が保護者に対して指導措置を採るべき旨を都道府県に対して勧告できるということになりました。これからは、家庭裁判所として、児童の保護と同時に、措置後の親子の再統合までを視野においた関与をしていきたいと考えております。

イ 香川県内における児童虐待の現状について

香川県子ども女性相談センター次長である船本委員から次のとおり説明があった。

【説明の概要】

香川県子ども女性相談センターでは、「関係者のための子ども虐待防止の手引き」という小冊子の資料を作成しています。この冊子は、日頃、子ども虐待に関わることの多い福祉関係の機関や教育・保健・医療機関などに所属する方々を対象に配布しています。その資料に掲載している事例を見ていた

だと分かると思いますが、虐待の問題については児童相談所だけでは到底対応できないものであり、地域の色々な行政機関、ボランティアの方々、民生・児童委員の方々などの協力を得ながらどうにか対応しているというのが現状です。

1 1月3日付けの四国新聞に、「香川県内の2005年度上半期の児童虐待相談件数は、209件で過去最多」という記事がありました。その記事から児童虐待が年々増加傾向にあるということが分かると思います。平成13年の、ある児童相談所での事案ですが、若い父母が子どもを虐待しているということで、その父母自身から通告があり、その父母の同意をとって子どもを児童養護施設へ入所措置としたというものがありました。そして、夏休みに長期帰省をしたいということから、子どもが親元に帰省しましたが、約束の日が来ても子どもを施設に戻さず、その年の8月、最終的には子どもは亡くなって、ゴミ袋に入れられて川に捨てられたという事件がありました。このとき、児童相談所はどうしていたんだということで、マスコミ等からは非難されたわけです。その子どもは小さい頃は祖父母に育てられていましたが、どうしても母親が新しい家庭を築くということで、その子どもを母親が引き取ったという事案でした。子どもからすると、突然、祖父母から母親のところに行って、どのように母親に対応してよいか分からない。子どもは母親が注意すると固まってしまう。固まってしまうと母親は、その子どもが自分のことを憎んでいるのではないかと子どもにあたるというような悪循環になって、最後はそのような悲しい事態になったというわけです。

香川県における児童相談所の体制についてですが、児童虐待防止法が平成12年に施行され、これを踏まえて香川県としてもその対応を強化していくことになり、平成12年4月1日に従来の児童福祉法による児童相談所と売春防止法による婦人相談所を統合し、香川県子ども女性相談センターを設置しました。更に平成13年4月1日には、新たに丸亀市内に西部子ども相談

センターが設置されました。香川県は全国で一番面積の小さい県であるので、相談センターは1箇所ではいいのではないかという意見もありましたが、虐待問題に対応するためには、より身近で、しかも小回りがきくようにしなければいけないということで、2箇所設置ということになった次第です。ただ、このように2箇所に相談センターが設置されても、児童虐待件数は年々増加の傾向にあります。

平成14年には、香川県内で外国人の女子児童の死亡事例が発生しました。同年11月27日のことですが、これは一般県民の方から通報を受けて児童相談所が関わった事案です。児童相談所では、児童福祉司が、3校から4校の中学校の校区を担当します。児童相談所では児童虐待だけでなく、18歳未満の子どものあらゆる相談を予約制で受けています。ただ、児童虐待というのはいつ起こるか分からないものであり、当時は児童虐待の専門チームをつくっていなかったことから、とにかく今、目の前にある事案を中心に担当の児童福祉司が対応していた状況でした。この外国人の女子児童の死亡事案では、担当職員は学校に対し状況確認をしたところ、小さい傷があるということだけだったので、ちょっと叩かれた傷だろうと、それも背中だったので、後から家庭訪問を行おうということを思っていました。ところが、その子が直接死亡したわけではなく、その家庭内の連れ子が亡くなってしまいました。この事件はマスコミ報道も多くなされ、香川県も児童福祉司の数を増やすこととし、平成14年から平成15年、平成16年、平成17年と増加させてきました。しかし、ただ職員を増やせばそれだけでいいという問題ではなく、直接児童虐待の通報があつたら、児童相談所が直ぐその家庭に介入できる又は調査ができる、そういう体制をつくらなければならないということを上の事例から学びました。そして、平成15年度には、虐待対応担当の班をつくりました。この担当職員たちは、通報があり次第、最低48時間以内に初期調査を済ませます。

また、児童虐待を無くすためには、子育てに対する不安の解消や虐待の予防ということ、それから現実に虐待が起こった場合には、周囲への対応と、このまま在宅で生活させるのがよいのか、それとも一時的に親子を分離して子どもを施設に入所させるのがよいのかという判断、またその後のケアという対応が必要になってきます。

児童相談所の活動は、在宅支援ということが中心になりますが、地域の色々な関係機関の方と連携しながら支えていくというところの課題があり、それらについて取り組んでいるほか、外国人女児の死亡例が起きてからは、マスコミから取材等を受けるようになって、シリーズで虐待について新聞報道等されたり、テレビ番組でも特集を組んでいただいたりして、虐待の予防という啓発活動への取り組みも児童相談所の役割だと思っています。

平成16年度の虐待相談の処理状況については、317件のうち24件が施設入所（同意事案を含む。）ということで対応しました。施設入所は全体の約1割弱ですから、ほとんどのケースが在宅で支援をしているというのが実情です。したがって、やはり児童相談所だけの対応だけでなく、色々な関係機関との方と連携をしていくことが大切であると感じています。

また、平成16年度の虐待相談事案についても、「立ち入り調査」という対応を行っていますが、この「立ち入り調査」については、平成12年度5件、平成13年度3件、平成14年度2件、平成15年度2件、平成16年度6件、平成17年度1件（4月～6月）となっています。通常、児童相談所に通報があれば、職員が家庭訪問を行いますが、親が拒否して家庭に入れさせてもらえない場合がありますが、そのようなときには、児童相談所は強行して立ち入り調査を行うことができるわけです。しかし、子どもの保護者である親にすれば、突然見知らぬ者から「児童相談所です。子どもの虐待ということで立ち入り調査させてもらいます。」と言われ、家に立ち入られるということですから、職員は非常な抵抗にあいます。私人の家の中に勝手に

入るということになるのですから、法律的に具体的な現場の場面で、どこまでが行政機関として許されるのかといった問題も生じてきます。そこで、平成17年3月には香川県弁護士会と協定書を結び、この立ち入り調査について弁護士同行の協力をしていただけるようになりました。平成17年度に入ってから立ち入り調査が1件ありましたが、このときには弁護士2名に同行していただきました。児童相談所職員のやり方が法的に支障がある場合は、その場で弁護士からアドバイスしていただくことになっています。平成17年度の事案ではスムーズに立ち入り調査ができ、その後には親の同意をとって子どもの一時保護という対応につながりました。非常に心強い思いをしています。

児童相談所での児童虐待に対する最後の手段は、家庭裁判所に対する児童福祉法28条の申立てです。どうしても親子の分離が必要だという場合、この申立てにより対応しています。この申立ては効果があり、裁判所は、怖いところというイメージがあって、「ここで裁判で決着してもらったら、親御さんの言い分は通りませんよ。」と言うと、「そこまでするのなら同意します。」ということで同意してもらうケースは結構あります。児童相談所では、家庭裁判所に対し事前に、こういうケースで28条の申立ては許可されるか等の相談をします。家庭裁判所からは、こういう資料を揃えてくださいというアドバイスを受けたりしながら、証拠を固め、虐待について対応しています。

約20年前、ゴミ屋敷のようなところでの幼児虐待という事案がありました。その当時も虐待ということは言われていましたが、近所の方から3歳の男の子がパンツ1枚で外を歩いているとか、家の中はゴミだらけだというような通報があり、家庭訪問に行ったが入れさせてもらえなかったので、家庭裁判所の調査官に児童福祉法28条についての相談をしたことがありました。そのときは、なかなか民法上の親権の関係があるので難しいということでした。

たが、審判の申立て自体については何も支障がないから出してもよいということでしたので、かなりの資料を作ったり写真を撮ったりしていました。当時は児童虐待について理解が足りなく、しばらくそのままの状態が続き、最終的にはその家族は県外に出てしまっていて立ち消えになったというようなことがありました。それからすると今は時代が変わってきたと感じています。

児童相談所では、子どもの将来のために関係機関の方々に対しご協力をお願いしています。「虐待」と聞くと、児童相談所職員もそうですが、普通の方はぎくっとされます。他の相談と異なり、腰が引けるということでしょう。今は色々な機関が積極的に関わっています。

家庭裁判所から児童福祉法28条の審判を受ける場合、勧告ということで児童相談所の指導に従うことという一文を審判書の中に入れて頂いています。それにより、児童相談所では2年間、親子再統合に向けたプログラムを組み、月1回の面接で今日はどういうことをしましょうと取り組み、3回目、4回目くらいの面接のときには、あなたの行っている行為は虐待なんですよということを理解してもらおうということをやっています。しかし、プログラム通りとならないというのが現状です。長い間、対立関係にあり、審判があって親子分離をしているわけですから、親からすれば児童相談所に子どもを取られたという気持ちが強く、なかなか同じ土俵に乗って来られません。国の方からは、親子また一緒にということを目指してプログラムを組んでくださいということですが、私ども児童相談所では、親子一緒に生活をするということよりも、むしろ親子別々でよいのではないかと、ときどき施設に親が子どもの面会に行き、子どもの成長を待つというのもよいのではないかと考えています。子どもが施設の中で育って、その中で力がついてきて、それから自立して、親とまた一緒になるというのであれば、そういう道もあるのかと思っています。今の親と再統合、親と一緒に生活しようというよりも、親と離れてでも関係を持ちながら施設で育っていくのも一つの方法ではない

のかと思ったりもしています。

児童虐待は、事件化されると傷害事件ということであり、刑事裁判になりますが、けがをするほどの重い身体的虐待の多くは、通告されてというよりも、親が病院に子どもを連れて来て発覚するという場合が多いのです。そういった意味では、同じ傷害事件とはいっても、他人に怪我をさせるという傷害とは異なるのではないのかと思います。普通、本当に殺意等があるのであれば、病院などに連れて行かないのではないのかなと思うのです。子どもの安全に関わるほど深刻な事案の場合は、家庭裁判所の力を借りながら、一時的に親子分離も考えていく必要があると思っています。

ウ 意見交換

- 本日のテレビのニュースに、福岡で18歳になるまで学校に行かず、1日中家の中にいた少女が救出された事件が大々的に報道されていたが、社会から引きこもった中での虐待といったことが結構多い。説明された虐待の数字というのは、氷山の一角ではないかと感じる。

マスコミは、よく児童相談所や学校の対応の悪さを引き合いに出しているが、児童相談所等を非難しても何も解決しないのではないか。何か事が起こったときに対応するのは、当然行政の責任だと思うが、子どもについて周囲が注意するような社会を構築することが、まず大事なのではないかと思う。

市町村には、虐待に関するネットワークがあるが、専門の児童福祉司が対応しているところは半分にも至っておらず、ほとんどは一般職員が対応していて、十分な対応ができていない。そこが虐待の蔓延につながっているのではないかという感じがする。そういったところの改善が虐待を防ぐ上で大事ではないか。それと隣近所のいわゆる昔の寄り合いというものではないが、近所付き合いの強化というようなことを実施することが、より大事ではないかという感じがする。行政と裁判所だけで片付く問題ではないという認識を持っている。

- 今は、なかなか隣近所でそういったことができないので、ひきこもりになっていくと思うし、学校の中でも割とプライバシーとか、家庭の中に入って来れない状態を作っている。

虐待を受けた子どもたちの親は、子どものときに親からいじめにあっていたという者がほとんどである。子どもの数が減っているのに、虐待の事件が減らないというのは、親たちが本当に未熟だと思う。そういった人たちを気付いたところから救っていくしか手立てがないと思う。そうかといって、相談に来て、いつの間にか来なくなったら、それ以上の対応はできないということになるので、救える数も極僅かになってしまう。

社会の中でも学校の中でも、できることは限られている。最近は高学歴の方ばかりとなってきたが、人間としての基本ができていない。対人関係恐怖症というのも、コミュニケーションがとれないということであるし、何か起きたときに駄目になっていくということが見えていながら、何もできないというのが現実だと思う。

- 平成14年に香川県内において外国人女子児童の死亡という全国的にも衝撃的な事件があった。この事件は、児童相談所が関わっていたが、それでもなお死に至らしめたというものであった。そのときに思ったのは、児童相談所において、虐待事案に関わることができるスタッフが圧倒的に少ないということである。今もスタッフは絶対的に不足していると思われるので、増員が必要ではないかと思う。

また、児童相談所の対応としては、施設への入所があるが、一時保護するところは満杯となっているものの、入所施設については余裕があると聞いている。施設への入所を勧めるわけではないが、家庭裁判所との関係で言えば、余裕のある入所施設の利用を考えて、児童福祉法第28条の適用による児童相談所と裁判所の協同ということを考えていただければと思う。

児童委員にも児童虐待に係る通告義務があるが、「通告」という言葉が密

告のイメージがあって怖い。司法関係者であれば特に何でもない言葉かもしれないが、一般の立場では、すごく抵抗がある。現在、高松市の児童委員に対して、高松市役所の中に「子ども未来課」というところがあるから、そこへ「通告」ではなくて、まず「連絡」するということを話している。連絡する内容としては通告かもしれないが、その子ども未来課を介して子ども女性センターに連絡又は通告するという扱いとしている。

- 今日の虐待の問題は、家庭とか、社会とか、道德とか、そういうものが昔とは異なってきている中で、必然的に起こった問題のような気がする。さらに、その状況が改善されなければ、ますます広がっていくのかなと思うし、児童福祉司を増員しなければ対応できないということになっていくのかなとも思う。

なお、身体的な虐待であれば虐待されているということが分かり通告することはできると思うが、心理的な虐待についても通告は可能か、児童相談所における実情をお聞きしたい。

- 心理的虐待だけでも通告は受ける。多くは、自分の意思を持っている高校生や中学生からである。家に帰りたくないということから、事情を聞くと、親が厳しく言うということが多い。

虐待の有無を判断する際は、高校生、中学生になっている子どもの意見の方を尊重する。親はそうでないと言うが、子どもは、幼児期から親の意のままに動かされてきて、自分のやりたいことを訴えても直ぐに否定されるという。コミュニケーションスキルというのがあって、親は親の考え、子どもは子どもの考えがありながら、どこかで妥協点を見付けていくのが子育てだと思うが、それが一切ないという場合、心理的な虐待がおこる可能性がある。

幼い子どもの虐待では、身体的な虐待と心理的な虐待がくっついているという場合が多い。叩きながら怒鳴りつけるとか、おまえは出て行けと言ったりして外に出してしまうとか、そのような場合はネグレクトとなって、心理

的虐待にもなる。

平成14年、平成15年、平成16年と、統計上は心理的な虐待が増加している。これは、県の子ども女性相談センターから学校に対し、虐待に関するパンフレットを送付し、学校から同パンフレットを生徒に渡しているのので、中学生、高校生からの相談が増えてきている。そういったことが心理的虐待の兆候と考えている。

他には「泣き声通報」というものがある。赤ちゃんは泣くのが仕事であり、夜中でも泣く。ところが、うるさいからということで隣人から虐待していると通報がある。相談所職員が出向くのであるが、通報を受けた親からすると、赤ちゃんを泣かさないようにするために虐待をする。我々が介入したことによって、かえって虐待になってしまうという難しい問題もある。そこで最近では、「泣き声通報」があった場合には、怒鳴り声がしているかということを探ねるようにしている。

このように、赤ちゃんの「泣き声通報」については、この1年慎重になってきているが、本当に虐待があつて亡くなってしまうようなことがあれば、それこそ大変なことであるので、相談所では、そのあたり矛盾を感じながら仕事をしているという感じである。

- マスコミはセンセーショナルというかインパクトのある、香川県の3年前の認可外保育園の事件とか今日の福岡の事件とか、我先にということで攻勢をかけるわけであるが、福岡の事件はよく分かっていないが、どうも学校の関係者がある程度事前に分かっていて登校してくださいよと言っていたという情報も入っている。ということは、それなりに虐待が分かっていたのかなということもある。今回の事件は、判明していない虐待の氷山の一角でもあると思うので、判明していない部分はおそらく相当数あるのではないかと思う。虐待を未然に防ぐためにどうしたらよいのか分からないところではあるが、判明していなかった虐待を掘り起こすことで、マスコミも虐待の防止に

いづれか手伝うことができたらいと考えるし、裁判所も未然に防ぐことを含めて考えたらよいと思う。

- 自由のはき違え、個性のはき違えという問題に対して、みんなが声を出して言うことをしないと駄目である。私はこれが好きだから、これをするのも自由だという。そんな自由を、みんなが認めるから駄目で、世の中にはこういう人もいるとか、相互にコミュニケーションをとることをしないとイケない。単純に好き嫌いだけで社会を膨らますことを誰もが許すということ自体に対して、社会としてどのように対応していくのかということを実際に考えないと駄目だと思う。
- 家庭裁判所は、親権の剥奪であるとか、親から引き離して施設に入れるとか、親の権利を制限するなどの法的判断を求められるという立場で児童虐待にかかわっている。そういった判断機関である以上、家庭裁判所が児童相談所あるいは親のどちらかに事前に肩入れする、関与するというのは、家庭裁判所がどのように判断するのか、そもそも結論が先に分かってやっているのではないかと疑われかねないというところがある。しかし、短期間で必要な書面や証拠を提出してもらうということになると、家庭裁判所と児童相談所との間で、事前の話し合いや連絡ということは無視できないところでもあり、家庭裁判所調査官が児童相談所からの相談に応じている。裁判官は、家庭裁判所調査官からある程度情報が上がってくるので、予断をもって事件に対処するのではないかと疑われかねない状況がある。そのような状況がある中で、それでも児童虐待がこれほど社会問題になっている以上、児童相談所からの事前の相談にある程度応じて仕方がないのではないかと考えてよいのか、それとも家庭裁判所はあくまで判断機関であるから、そのような事前の相談に応じることは無理だとするのか、御意見をお聞きしたい。
- 判断を行う司法機関であるとはいっても、ある程度情報を得た上での判断ということになると思う。裁判所は、児童相談所と事前に相談する中で得た

情報を客観的に判断すればよいと思う。それで社会問題を煽るとは思えないし、一応公平な判断だと思う。事案からすれば緊急性を要するし、そのような事案が多いだろうと思うし、そのような状況の中で、全く真っ白な状態で判断をするのはちょっとできないと思う。事前行政的な情報を得て、それを踏まえて判断するのは、むしろ適当だと思う。

- 刑事事件の場合の緊急逮捕というようなことを認めてよいのではないかと思う。

行政の担当の公務員はマイナス点が付くことを恐れてしまうので、ある程度よかれと思ってやったことについては、大きな害がないようにするという制度を作れば予防行動にも踏み切れる。時と場合によっては、申請させて失敗しても「すみません」で許すということをしてよいと思う。

- 家庭裁判所には、証拠でなくて疎明資料でよいという意見、児童相談所が児童虐待であると認識をしたのなら疎明資料で申請していけばよいという意見もあるが、児童相談所が申請して承認されなかった場合は、もう児童虐待の家庭との関係はそこで切れてしまう。そういう面があるので、ケースによっては、関係情報を集めて家庭裁判所に相談にうかがっている。

裁判所との十分な事前調整を行わずに、児童福祉法28条の申請を出して不承認となった場合のその後の対応等の状況については、児童相談所長会の中で聞いてみると、学校や他の機関に任せるしかないというのが大半である。虐待行為でないといっても、それまでの児童相談所職員との関わりの中で、その親について不適切だと感じることもある。そういう意味からも、児童相談所では情報集めをして、承認が見込めるということになってから申請に臨むということをしている。

審判が出された後も、児童相談所はその家庭にかかわっていくということになるが、実際は親とは上手くかかわっていけない。ただ、そのような親でも比較的裁判所の言うことは聞いてくれるということがある。少年審判であ

れば、審判保留でいわゆる試験観察という制度がある。そこで、裁判所の方から試験観察に準じるような、審判後も継続的に親に対し、裁判所が関与できるという制度があったなら、多少なりとも実効性が出てくるのではないかと思う。

- 事前に児童相談所から家庭裁判所が相談を受けたとしても、予め家庭裁判所が未だ立件されていない事件について、結論を述べて立件を勧めるということでは決してないし、また、実際にその事件が立件されたときは、裁判所は予断を捨てて、入所に反対している保護者の立場と入所が必要だという児童相談所の立場のそれぞれの資料を精査し、双方の意見を十分に聞いたりした上で、公正中立に判断を行うということは、司法機関として、揺るがしてはならないと考えている。

本日は、それをしっかり守った上であれば、児童虐待がこれだけ多く発生している状況に鑑みると、事件を立件するまでは家庭裁判所と児童相談所が一切接触してはならないという考えは硬直した考えであるということでもめてよろしいか。

○ 各委員

[異議なし]

- 家庭裁判所は、児童福祉法 28 条により、保護者が反対する施設入所の承認という決定をしているが、結局、親と子とをその段階では分離する、引き離すという作用を担うといった面から、親と家庭裁判所あるいは児童相談所とが対立関係になってしまわざるを得ない。ところが、児童虐待対策の本質としては、最終的には親子関係の統合というか、再構成が終局の目的としてある。児童福祉法 28 条の関係では、家庭裁判所は、対立関係にありながら、また、一方では調整役になっているという難しい立場にあるが、その点に関して御意見を伺いたい。

○ 児童虐待は、児童相談所だけの問題ではなくて、行政全般の問題である。

こうした社会づくりをしてきたという反動が現れてるわけだから、そのあたりを考えないと、児童相談所だけに押しつけて、児童福祉司を増やしたら解決するという問題ではないと絶対ないと思う。社会でのそういう環境作りという大まかな言い方しかできないが、そういうことしかないのではないか。

- 弁護士から見ても、親の立場に立つということが大切であるが、逆に親の立場に立つ者が説得役に回るということも、かなり期待される。刑事事件でも、弁護士は少なくとも半分は説得役が仕事だと認識している。また、民事事件であっても、無謀に判決だと騒ぐ者に対しては、「アホ言うな」と言わなければいけないし、刑事事件の場合でも、何が何でも否認すると嘘を言う者に対して、「嘘言うな」とか、「それだけが人生じゃないぞ」ということや、「こういう判例もあるぞ」と言ってやるわけだから。

それと、行政がしているのは、みんな確立した人格者であるというシステムを常に前提にしているけど、現実には崩れた人を相手にしているということとは否定できない。そういう視点で物事を考えてもよい場合があるし、児童相談所も家庭裁判所も、どこからもケチを付けられないという心意気でやらないといけないと思う。

- 児童虐待に対して、家庭裁判所として今後どのようなことに気を付けながらやっていくべきか、御意見を伺いたい。
- 児童相談所に相談があって、裁判所に相談所が申立てを行うまでの期間というのはどのくらいか。
- ケースによって期間は異なる。一時保護で身柄が確保できたら、比較的ゆっくり対応できるのだが、身柄の確保がない場合は緊急性を要するので1週間とか、場合によっては2、3日以内ということもある。通告を受けて直ぐに調査して、速やかに対応しなければならないということもある。
- 申立てがなかったら、家庭裁判所は一切出ていけないのか。
- 調停などで児童虐待がうかがわれたようなときには、家庭裁判所から児童

相談所に通告することはあるが、家庭裁判所が職権で現場に出向くというようなことは法律上定められていない。

- 緊急を要する場合もあり、裁判所が直接動くことが出来るということになれば、親の側も裁判所の言うことはよく聞くのではないかという話でもあるので、かなり効果が期待できるのではないかと思う。

家庭裁判所は、立件しないで現場に臨むことはできないのか。

- 立件されていない事件について、裁判所職員が直接現場に出かけていくことは、法的には考える余地はないと思う。

- 行政からの司法共助の要請があるということで動けないか。児童相談所が家庭裁判所に登場を求めるという実態をとれば可能ではないか。児童相談所が家庭裁判所に申し立てるということも分かるが、それをやっていたら遅くなるし、リアルな情報を得ることもできない。裁判官としても、調査官が直接出向いて状況の把握ができれば、判断を行い易いと考える。立件しない虐待事件についても、家庭裁判所調査官が行政から共助を求められて現場に出向くことがあってもよいのではないかと考える。

- 児童相談所から家庭裁判所に対し、調査を要請したらよいと思う。そうすると、まわりから一つのルールが見えてくるようになり、人々が児童虐待について気にするようになると思う。児童相談所に相談すれば、家庭裁判所が動くんだということで、相互信頼の効果もあると思う。是非、家庭裁判所には現場に出て行っていただきたいと思う。

- 家庭裁判所としては、法的根拠がないことから、立件された事件でない限り、行政と異なり、積極的に現場に出て行くことは難しいという感覚を持っている。ただ、家庭裁判所が現場に出て行くとよいという御意見が多数出たことでもあり、そのような御意見があったことはうかがっておくこととしたい。

時間の都合等もあるので、本日のテーマについては、この程度にさせてい

ただいてよろしいか。

○ 各委員

[異議なし]

■ 意見交換のテーマに限らず，是非これだけは家庭裁判所に言っておきたい
というようなことや，他に御意見等はないか。

○ 各委員

[意見等なし]

■ 以上で，本日の意見交換を終了する。長時間どうも御苦勞様でした。

(8) 次回の意見交換テーマの設定

次回委員会における意見交換テーマは，「成年後見制度についての家庭裁判所の取組み」とした。

(9) 次回期日

平成18年6月20日（火）午後1時30分から開催することとした。